

Title	ウイグル文書笥記(その四)
Author(s)	森安, 孝夫
Citation	内陸アジア言語の研究. 1994, 9, p. 63-93
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/18026
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

ウイグル文書割記 (その四)

森安 孝夫

*本稿は本誌『内陸アジア言語の研究』4, 5, 7に掲載された「ウイグル文書割記 (その一～その三)」に続くものである。本稿ではこれらを「割記(一)」, 「割記(二)」, 「割記(三)」と略記する。文献目録・略号は、新出のもの以外、これらの先行論文に掲載したものを使用する。

10. 書式と書体の組み合わせによる時代判定

昨年末、我々はようやく故山田信夫教授の遺志を継いで、山田信夫(著)、小田壽典・P. ツィーメ(Peter Zieme)・梅村 坦・森安孝夫(編)『ウイグル文契約文書集成』(全3巻、大阪大学出版会、1993; 以下『集成』と略記)を公刊することができた。このうちの第1巻は山田教授の過去の業績を振り返るものであるが、第2・3巻は永らくトルコ学界で重要な役割を果たしてきたラドロフの *USp* に代わるものとして企図され、山田教授を始めとする我々全員の力を結集したものである。そこには121件の契約文書が、次のような9項目に分類され、2件を除く全ての文書写真と共に収載されている⁽¹⁾。

1: 売買文書	Sa (Sale)	29件
2: 交換文書	Ex (Exchange)	3件
3: 賃貸借文書	RH (Rental or Hire)	14件
4: 消費貸借文書	Lo (Loan)	30件
5: 養子文書	Ad (Adoption)	3件
6: 人質文書	PI (Pledge)	2件
7: 奴隷解放文書	Em (Emancipation)	1件
8: 遺言/家産分割文書	WP (Will or Portion of a family's property)	6件
9: 雑種文書	Mi (Miscellaneous)	33件

(1) 収載の対象となった文書は、1) 保存状態が完全ないしほぼ完全なもの、2) 大きい断片の場合は写真の入手できたもの、3) 小さい断片の場合は写真の入手できたもので、且つ比較的高い価値のもの、である。世界各地の所蔵機関にはまだ多くの契約文書の小断片類が残っていると思われるが、そこまで網羅するのはこれからの課題である。

各項目内の文書配列は、第2巻の序文に記したように、「まず内容によって大別され、その上で山田教授の主張に従い、タムガ書式・ニシャン書式・ニシャン新書式の順とし、さらに完本を先、断片を後にするという原則」によっている。しかしこれはあくまで原則であり、それほど厳密なものではない。特に断片の場合は内容や書式に不明なものがあり、それをどこに配列するかは、実際にこの作業を担当した筆者の判断に従っている。ただしその判断には筆者なりの考えによる一応の基準があるのであって、全く恣意的なものではない。その筆者の考えとは、「割記(一)」、「割記(二)」、「割記(三)」や『マニ教史』などで随時発表してきたものであるが、ここで一覧表にまとめ直す形でより一層の明確化をはかりたい。それは『集成』を利用する人のために便宜をはかることでもあるが、これを『集成』に入れなかったのは、編集者全員が同じ考えを持っていたわけではなく、責任の所在が曖昧になることを恐れたからに他ならない。

ところで、山田氏が海外の学会で「タムガ書式は古く、ニシャン書式は新しい」とする見方を初めて口頭発表したのは、既に三十年以上も前のことであった(山田 IX はその時の英文発表要旨でわずか三頁のもの)。これに対し護氏は素早く反応し、少なくとも消費貸借文書に限っていえば金銭貸借にタムガ書式、それ以外にニシャン書式が用いられたと見ることも可能ではないかとして、山田説に異議を唱えた(護 MS IV, pp. 226, 230, 252-253)。それに対して山田氏は、キビ⁽²⁾(⁽³⁾üür)借用にタムガ書式が用いられた实例(Ot. Ry. 2734 = Lo19)を挙げて護氏の考えを否定した上で、護氏が自分の説に反対する理由は十分明らかでなく、他からも批判は受けていないので、それを撤回する必要はないと応じた(山田 IV, p. 130)。しかし護氏は「ウイグル文書の年代が、それらの形式・内容・紙質・書体・文法的特長・語彙そのほかから、総合的に決定さるべ

(2) 山田論文の略号は『集成』に拠る。

(3) 山田氏は粟(yür)とするが、森安『マニ教史』p. 58に論じたように、正しくはキビである。この考えには『北斗七星経』の漢文原文とウイグル訳との比較対照によってさらなる確証が得られた。この点の情報は、松川節君が大阪大学に提出した修士論文(1991年度)より得たので、同君に感謝する。

きことはいうをまたない。これらの総合的検討の結果、上に山田氏のあげられた、タムガの語を用いる文書が比較的古く、のこりのニシャンと記されたものが比較的新しいことが確証されたならば、わたしの山田説にたいする疑問は氷解する。」と的確に問題点を指摘しつつ、「山田氏の説に、同氏のあげられた証拠だけからは、まだ十分に納得していない」と再度疑義を表明された（護「ふたたび」 pp. 241-242, 258）。その後約十年を経てようやく山田氏の考えが十数頁の論文（山田 XIV）として公表されたが、残念ながらその内容は不十分であり、護氏の的確な批判に答えたものではなかった。本節は、護氏が指摘された問題点を一つ一つ吟味しながら、結論的には山田説の正しかったことを証明しようとするものでもある。

次に本節の柱となる一覧表を構成する各欄の内容ないし記載方法、各欄の読み方について簡単に説明する。まず全体について言うと、各欄に該当する要素がないと断定できる時は斜線を引き、文書破損その他様々な理由から判断ができない時は空白のままにしておくか、不明と記入する。

イ：文書整理記号。『集成』2・3に合致させる。

ロ：文書の残存状態。『集成』2, pp. 184-191 の掲載文書一覧表のⅠ項に対応する。ただしⅠ項では文書に破損があっても上下左右の縁が残っており元の大きさの分るものは「完」としたが、ここではテキストに数語以上の欠損があれば「ほぼ完」という表現を用いるなど、多少の違いがある。

ハ：書式。山田 IX・XIV で提唱された契約文書の外形上の三書式（タムガ書式・ニシャン書式・ニシャン新書式）のどれに該当するかを○印で示す。実際に墨でタムガ印が押されていても、テキスト中に「ニシャン」とか「ニシャン・タムガ」という術語が一度でも現れるもの、あるいはまたこれらの術語はないがニシャンそのものが見えているものは、いずれもタムガ書式とはみなさないことに注意されたい。文書が断片であって、判断のつかない場合は、不明と記入するが、タムガ書式でないことだけは明らかかな時は、不明という文字を右側に寄せる。

二：書体。書体による時代判定が有効であることについては、既に「割記(二)」第5節で述べた。しかし私が「ウイグル語文献」(1985), pp. 16, 39 で提唱して以来使用し続けているウイグル文字書体の四分法は、基本的には変わらないが、細部には私自身の理解が不十分であったり、表現に曖昧な点があったりしたので、ここに改めて定義し直しておく。

楷書体 (book script = calligraphic)：字間は密につまっているが、アレフ (または N) と R, ダブルアレフ (またはアレフと N) と X, Y と β, 語頭のアレフと N とが容易に区別できるほど字画がはっきりした、一見印刷かと思われるような整然とした書体。多くは予め等間隔に罫線を引き、文字の中心線がぶれないようにしてある。恐らくはマニ教教団や仏教教団内の専門の書記や写生字によって筆写されたもの。マニ教典や仏典に多くの例が見られる。実例：Pelliot Ouïgour 1 = Hamilton, *MOTH*, No.1, pp. 267-270 ; Or. 8212-104 = Hamilton, *MOTH*, pp. 331-350. 俗文書に使用されることはまずないと言ってよく、従って『集成』にも実例はない。この書体だけは時代に無関係である。

半楷書体 (nearly calligraphic)：楷書体ほどには整然としておらず、字間も密につまっていないが、楷書体より力強い感じの書体。個々の文字の形は楷書体に近く、アレフと T (特に語頭) の歯は左上がり、W の輪は左上方向にやや角張って突出し、P・K の背中は丸みが無く右下に落ち込んでいる。楷書体も個々の綴りが左上がりて右下がりの傾向を持っているが、半楷書体ではこのベクトルがより顕著になっている。一方、左下がりの D は先端が尖っており、下辺は閉じていない (例外は Sa02 と Lo17 だが、Lo17 には閉じていない D が共存)。大抵の場合、肉太で大きい字である。実例としては Hamilton, *MOTH* に集成された敦煌藏経洞出土文書のほとんどが挙げられる (例外は楷書体の Nos. 1, 2, 4 と半草書体の No. 12 のみ。しかも No. 12 はモンゴル時代窟からの「まぎれ込み」の恐れあり)。これらは全て10世紀前後に属する。また1008年のものと確定された⁽⁴⁾有名な棒杭文書も半楷書体である。『集成』の中では Sa19, RH01, RH02 が典型的な例である。

(4) cf. 森安『マニ教史』p. 151.

半草書体 (nearly cursive) : 草書体に比べれば字画はかなりはっきりしており、間延びの度も草書体ほどではない。典型的な草書体のような糸状の細い字ではなく、それよりかなり太めである。かつて「読みやすい草書体」と定義したのは不正確。私は原文書に多く当ててみた経験から、便宜的にこの書体を指定するが、これは本当の意味の「書体」の範疇に入るものではなく、むしろ個人差に由来するものかもしれない。そうであれば、ここに半草書体と分類したものは、将来は半楷書体と草書体に分離吸収される可能性がある。

草書体 (cursive) : 楷書体や半楷書体のアレフ・T (特に語頭)・W・P・Kに見られた左上がりや右下がりのベクトルが語末以外ではほぼ消滅している。字間は間延びしており、アレフ・N・Xの字画の省略化が過度に進み、全体にひょろ長い感じの書体。典型的な草書体は糸状の細い字で、流れるように(時にカナクギ流あり)書かれる。大まかに見て、現存するウイグル俗文書の四分の三以上はこの草書体で書かれていると思われる。『集成』にも多くの実例がある。

四分法とはいうものの、見分け方の基本は楷書・半楷書・草書の三種であって、根本的に異なるこれらに習熟した眼で見て、典型的な草書よりは字画ははっきりしており、文字もやや太めであるが、かといって半楷書体とまではいえないと感じるものを半草書体とする。欧米の学者が“half cursive”などと呼ぶ書体は、私のいう「半楷書体」に相当するのであって、「半草書体」ではないことに注意していただきたい。当然のことながら、書体の判定は相対的なものであるので、ラドロフ以来私までを含む従来の判定には多少の「ぶれ」があった。⁽⁵⁾ここに示すのが現時点での最終的判断である。

(5) 例えば *USp* 32 = *Mi*19, *USp* 61 = *Sa*21, *USp* 84 = *Mi*12, *USp* 87 = *RH*03 をラドロフは古いと判定したが、本稿の基準ではいずれも草書体である。また「割記(二)」p. 69では *Sa*01, *Sa*02に当たるものを、半楷書体ほどには古くないがそれと後期の草書体との中間的なものとしたが、ここではやはり半楷書体とし、反対に「割記(三)」pp. 48-49で *Sa*01-*Sa*04, *Sa*06, *Sa*07を全て半楷書体としたうちの *Sa*03, *Sa*04, *Sa*06, *Sa*07は半草書体とする。他方、クラーク氏は自分が写真を見ることのできた契約文書は全て草書体であると断定し、書体による時代判定を認めないが(Clark 1975, pp. 112-115), 少なくとも彼は *Sa*01, *Lo*03, *Lo*05, *Lo*19, *PI*02, *WP*03の写実は見ていたのだから、その判断は余りに極端とすべきである。

ホ：正書法の特徴。尻尾の長短による $-q/-\gamma$ の区別については、拙稿「トルコ仏教」 pp. 3-4；「劄記（三）」 pp. 48-50 を参照。そこで述べたように、この区別が明白にあるものは相対的に古いと判断してよい。これに対し相対的に新しい指標として、 t と d 、 s と z の間の交替あるいは混用がある。トルコ学界にはこれをモンゴル時代の特徴とする見方も流布しているが、どうやらそれは誤りで、ハミルトン氏のように10世紀以降とみなす方が無難であろう。⁽⁶⁾ ハミルトン氏より後にエルダル氏は古代トルコ語を四段階に時代区分する論文を発表したが、そこでは t/d 交替、 s/z 交替の頻出を第三段階の特徴とみなしている。⁽⁷⁾ この第三段階が具体的に何世紀に当たるのかは明言されていないが、同氏は11世紀中葉には第四段階が始まっていたと推定している⁽⁸⁾ のだから、おおよその見当はつこう。 t/d 交替、 s/z 交替が一度でも見られれば、それぞれの欄に○印を記入する。また加点 (diacritical point) の欄には \dot{q} , \ddot{q} , $\ddot{\gamma}$, \dot{x} , \dot{n} , \dot{s} , $\dot{\ddot{s}}$, $\dot{\ddot{\$}}$ がある場合にそれぞれの文字を記入する。

ヘ：文法的特徴。「劄記（二）」 pp. 69-70 に指摘したように、契約文書の決まり文句の一つ “*kärgäk bol-*” はたいていは連用形で現れるが、まれに過去終止形で現れる。*bol-* の活用形 (連用形 = *bolup*；過去終止形 = *bolti/boldi*) のみを記入する。これ以外の文法的特徴、例えばクラーク氏も着目した対格の $+i\ddot{\gamma}/+ig$ と $+ni/+ni$ との使用範囲の区別の消滅、仮定法の語尾 $-sar/-sär$ の $-sa/-sä$ への変化、二桁の数の数え方の変化などについては、有意差を発見できなかった⁽⁹⁾

(6) 森安「トルコ仏教」 p. 3 に記したように、元来尻尾の長い $-q$ の尻尾は、ウイグル文字を縦書きと見て、真下あるいは左側に伸びている。右側に伸びるのは二次的なものである。Sa21, WP06, Mi01, Mi06 は草書体であるのに尻尾の長短による $-q/-\gamma$ の区別がある例であるが、その $-q$ はこの二次的な形で、新しいものである。しかしとにかく $-q/-\gamma$ の区別をしようという意図があったことに注意しておきたい。これら4例について一覧表には「変形有」と記入した。

(7) cf. 梅村「違約罰」 p. 02；Hamilton 1969, p. 27；庄垣内、『東洋学報』58-1/2, 1976, p. 05；Zieme 1976, p. 237；Zieme 1977, p. 156。

(8) Erdal 1979, p. 156。

(9) Erdal 1979, p. 158。

(10) Clark 1975, pp. 125-136。

た。その意義については後述する。

ト：特徴的語彙。“bu savda tanuq”という表現と「官布」という漢語起源の術語の両方が古さの指標になるらしいことは、『マニ教史』p. 54で指摘しておいた。kidinの特殊な用例とその意味についても既に「割記(一)」第2節で明らかにした。kidin「市場」の前に都市名がある時はそれも一緒に記載する。また新たに人名要素としての sangun「サンゲン< Ch. 將軍」に注目する。kidinの欄以外は、該当するものがあれば○印を付ける。

チ：売買担保文言の中に契約違反した場合の賠償について取り決める条項があり、ほとんどが賠償を二倍とするが、稀に等倍とする例が見られる。等倍の方が古いことについては、「割記(一)」pp. 68-71を参照。勿論、この調査の対象は売買契約文書だけ(Ex01のみ例外)である。一方、梅村「違約罰」によってモンゴル時代の指標とされた「違約罰納官文言」があるものには○印を記入する。

リ：モンゴル指標。ここではクラーク氏が文書の内容や語彙からモンゴル時代に属することを示す様々な指標を捜し出した結果を利用し、同氏がモンゴル指標有りと判定したのものには○印を、無しと判定したのものには×印を付ける。1975年の時点で同氏には未だ知られておらず、その検討の対象からはずれたものには△印を付ける。確実にモンゴル時代といえる術語や人名・地名があれば、それを○印の後に記入する。⁽¹¹⁾クラーク氏の判定は絶対ではないから、たとえ○印があっても、そこにこのような術語の追記がなければ、モンゴル時代より古い可能性がある点に注意されたい。逆に×印は、契約文書全体をモンゴル期のもとのみよとしたクラーク氏の基準(後註14参照)をもってしてもモンゴル指標が見つからなかったということを意味しており、重要である。

(11) 人名カイトウ(カイトウ)については、cf. 山田 XVI。またオズミシユ及びイネチについては、cf. 梅村「違約罰」pp. 020-022。Mi28に見える“ayay-a tägimlig”は、ウイグル語“ayay-qa tägimlig”に対応するモンゴル語形で、モンゴル文大蔵経その他に類出する形である、cf. Clauson, *ED*, p. 270 ; *UW*, p. 294 ; Lessing, *MED*, p. 23。この語に関する Kowalewski, *DMRF*, p. 127の説明は誤り。かつて護氏は sitir / satir, baqir をモンゴル指標とみなした(護 *MS IV*, p. 226)が、それは正しくない。恐らくミューラー・前田直典説を誤解したのであろう(cf. Clark 1975, p. 206)。

又：契約内容．細かく内容分析し始めると種々の問題点が出てくるので，ここではごく大まかな記載にとどめる．断片は翻訳はできても，契約内容が不明なことがあるが，その場合は空白にしておく．逆に，例えば立会人の数によって内容が推定できる場合は（Sa17を土地売買と判断した根拠は，cf. 山田 III, p. 55; IV, p. 164; XVII, p. 506; Clark 1975, pp. 304-312），それをカッコ付きで記入する．他方，雑種文書については，内容把握が非常に困難で，文書の機能面にまで踏み込んだ性格付けは今後の最重要課題である．その内容説明はあくまで現段階における暫定的なものであり，その配列もかなり恣意的である．

ル：紙質．これは紙の色，紙の厚さ，透し筋（製紙の際に出来る平行線状の縞）↗

イ	ロ	ハ			ニ	ホ			ヘ	
文書整理記号	完 / 断片	タムガ 書式	ニシャ ン書式	ニシャ ン新書式	書体	尻尾の長短による -q/-γの区別	t/d 交替	s/z 交替	加點	kārgāk bol-
Sa 01	ほぼ完	○	/	/	半楷	無	○	○	/	bolṭi
Sa 02	完	○	/	/	半楷	多分有	○	○	/	bolup
Sa 03	完	○	/	/	半草	多分有	○	○	/	bolup
Sa 04	完	○	/	/	半草	有	○	○	/	bolup
Sa 05	完	○	/	/	草	無	○	○	/	bolup
Sa 06	ほぼ完	○	/	/	半草	有	○	○	/	bolup
Sa 07	完	○	/	/	半草	多分有	○	○	š	bolup
Sa 08	完	○	/	/	草	無	○	○	n̄	bolup
Sa 09	完	/	/	○	草	無	○	○	/	bolup
Sa 10	完	/	/	○	草	無	○	○	q̄ ḡ ṅ š s̄	bolup
Sa 11	完	/	/	○	草	無	○	○	/	bolup
Sa 12	ほぼ完	/	/	○	草	無	○	/	q̄ ḡ ṅ	bolup
Sa 13	断片	○	/	/	半草	無	○	○	/	
Sa 14	断片	/	/	/	草	無	○	○	/	
Sa 15	断片	/	/	○	草	無	○	○	/	
Sa 16	ほぼ完	/	/	○	草	無	○	○	q̄ ṅ	bolup
Sa 17	断片	/	/	○	草	無	○	/	š	

ノなどを見たり、実際に触ったりして決定したもので、既に『集成』2の掲載文書一覧表の K・L・M・N 項に記入してあるので、ここでは省略する。宗教の経典類と違い、俗文書に上質の紙が使用されることは稀であり、『集成』には実見できた87件のうち1例(Sa21)があるのみで、それ以外は中上質が26例(本稿末尾の補正参照)、中質が49例、中下質が10例、下質が1例である。やはり土地・家屋・奴隷・人質・遺産相続などの高額な物件に関わる契約にはよい紙が使われる傾向があるらしく、中上質の割合が高い。これに反して中下質～下質の11例は全て貸借文書である。また面白いことに、貸借文書で中上質なのは、どうやら全てタムガ書式のようなのである。

イ	ト				チ		リ	ヌ
文書整理記号	bu savda tanuq	官布	kidin	人名要素 sangun	賠償	違約納官文言	モンゴル指標	契約内容
Sa 01	○	○	高昌市場で通用、 タムガ印ある官布	○	等倍	/	×	土地売買
Sa 02	/	○	/	○	等倍	/	×	土地売買
Sa 03	/	○	? ? 市場で通用、 タムガ印ある官布	/	二倍	/	×	土地売買
Sa 04	/	○	高昌市場で通用、 タムガ印ある官布	/	二倍	/	△	土地売買
Sa 05	/	/	/	/	二倍	/	○ オズミシュ	土地売買
Sa 06	/	/	柳中市場で通用、 タムガ印ある棉布	/	二倍	/	○ オズミシュ	土地売買
Sa 07	/	/	柳中市場で通用、 タムガ印ある棉布	/	二倍	/	○ オズミシュ Sa 06 と同じ書記	土地売買
Sa 08	/	/	/	/	二倍	/	○	土地売買
Sa 09	/	/	/	/	二倍	/	○ 使者 (ilči)	土地売買
Sa 10	/	/	/	/	二倍	/	○ aqa 使者 (ilči yalavač)	土地売買
Sa 11	/	/	/	/	/	○	○ uluy süü, aqa, 鈔 使者 (yat yalavač)	土地売買
Sa 12	/	/	/	/	/	○	○ uluy süü, aqa 大都, 中統宝鈔	土地売買
Sa 13	/	/	/	/	二倍	/	×	土地売買
Sa 14	/	/	/	/	/	/	△ aqa	土地売買
Sa 15	/	/	/	/	/	/	△ aqa	土地売買
Sa 16	/	/	/	/	二倍	/	○ aqa, 人名ラマ 使者 (ilči yalavač)	土地売買
Sa 17	/	/	/	/	/	○	○ 鈔	(土地売買)

イ	ロ	ハ		ニ	ホ				ヘ	
文書整理記号	完/ 断片	タムガ 書式	ニシヤ ン書式	ニシヤ ン新書式	書体	尻尾の長短による -q/-γの区別	t/d 交替	s/z 交替	加 点	kārgāk bol-
Sa 18	断片	不		明	半楷	多分有	○		/	
Sa 19	断片	不		明	半楷	多分有	○		/	
Sa 20	断片	不		明	半楷	多分有				boltī
Sa 21	ほぼ完	○	/	/	草	変形有	○	○	n̄š	bolup
Sa 22	ほぼ完	○	/	/	草	無	○	/	q̄	bolup
Sa 23	完	○	/	/	草	無	○	○	/	bolup
Sa 24	完	○	/	/	草	無	○	/	n̄	bolup
Sa 25	ほぼ完	/	○	/	草	無	○	○	/	bolup
Sa 26	完	/	不	明	不明		○	○	γ n̄	bolup
Sa 27	完	/	○	/	草	無	○	○	q̄ γ n̄	bolup
Sa 28	完	/	/	○	草	無	○	○	n̄	bolup
Sa 29	完	/	/	○	草	無	○	○	q̄ q̄ γ n̄	bolup
Ex 01	大断片	○	/	/	半草	有	○	○	š	
Ex 02	断片	/	○	/	草	無	○	○	q̄ γ n̄	
Ex 03	断片	/	○	/	草	無	○	○	q̄	
RH 01	断片	不		明	半楷	多分有	○			boltī
RH 02	断片	不		明	半楷	多分有			q̄ x̄ n̄	boltī
RH 03	完	○	/	/	草	無	/	○	q̄	bolup
RH 04	完	/	○	/	草	多分無	○	/	/	bolup
RH 05	完	/	○	/	草	無	○	○	q̄	bolup
RH 06	断片	/	○	/	草	無	○	○	q̄	
RH 07	完	/	○	/	草	無	○	/	q̄ γ	bolup
RH 08	断片	/	○	/	草	無	○	○	q̄ n̄	bolup
RH 09	断片	不		明	草	無	○	○	q̄ γ š	
RH 10	断片	不		明	草	多分無	○	○		
RH 11	完	/	○	/	草	無	○	○	q̄ n̄	bolup

イ	ト			チ		リ	ヌ	
文書整理記号	bu savda tanuq	官布	kidin	人名要素 sangun	賠償	違約納官文言	モンゴル指標	契約内容
Sa 18	○			○			△	家屋売買
Sa 19		○	市場で通用, タムガ印ある官布		等倍		△	人身売買
Sa 20		○		○			△	人身売買
Sa 21					二倍		○	人身売買
Sa 22					二倍		○ イネチ	人身売買
Sa 23			市場で通用, タムガ印ある棉布		二倍		○ オズミシュ	人身売買
Sa 24					二倍		○ 鈔, ピントウング 使者 (yat yalavač)	人身売買
Sa 25							○	人身売買
Sa 26					二倍		○ aqa	人身売買
Sa 27						○	○ uluy süü	人身売買
Sa 28					二倍		○ aqa 使者 (ilči yalavač)	人身売買
Sa 29					二倍		○ aqa 使者 (ilči yalavač)	人身売買
Ex 01					二倍		×	土地交換
Ex 02							△ aqa カイトゥ	土地交換
Ex 03							△	土地交換
RH 01		○		○			×	土地小作
RH 02			高昌市場で通用				△	土地小作
RH 03							○ 鈔 (čö)	土地小作貸与
RH 04							○	土地小作
RH 05							○ カイトゥ	土地小作
RH 06							○	土地小作
RH 07							○ カイトゥ	土地共同使用
RH 08							△ カイトゥ	土地共同使用
RH 09							△	土地共同使用
RH 10							△ カイトゥ	土地共同使用
RH 11							△ カイトゥ	土地共同使用

イ	ロ	ハ			ニ	ホ				ヘ
文書整理記号	完/断片	タムガ 書式	ニシヤ ン書式	ニシヤ ン新書式	書体	尻尾の長短による -q/-γの区別	t/d 交替	s/z 交替	加 点	kārgāk bol-
RH 12	断片	/	○	/	草	多分無		○		
RH 13	完	/	○	/	草	無	○	○	ñ	bolup
RH 14	完	/	○	/	草	無	○	○	q̄ ÿ ñ	bolup
Lo 01	断片	不		明	半楷	無				boltī
Lo 02	断片	○	/	/	半楷	多分有			q̄	
Lo 03	断片	○	/	/	半楷	有		○		
Lo 04	断片	不		明	半草	多分有		○	q̄ ñ	/
Lo 05	断片	○	/	/	半楷	多分無	○			boltī
Lo 06	完	○	/	/	半草	無	/	/	/	bolup
Lo 07	ほぼ完	○	/	/	草	無	○	/	q̄	bolup
Lo 08	ほぼ完	○	/	/	草	無	○	/	š	bolup
Lo 09	ほぼ完	○	/	/	草	無	○	/	q̄ ñ š	bolup
Lo 10	完	○	/	/	半草	多分有	○	○	q̄	bolup
Lo 11	断片	○	/	/	草					bolup
Lo 12	完	/	○	/	草	無	○	○	ñ	bolup
Lo 13	完	/	○	/	草	無	○	○	/	bolup
Lo 14	完	/	○	/	草	無	○	○	/	bolup
Lo 15	完	/	○	/	草	無	○	○	q̄ ÿ ñ	bolup
Lo 16	完	/	○	/	草	無	○	○	/	
Lo 17	完	○	/	/	半楷	有	/	/	/	/
Lo 18	完	/	○	/	草	無	○	○	ÿ	bolup
Lo 19	完	○	/	/	半草	有	○	/	/	bolup
Lo 20	ほぼ完	/	○	/	草	無	○		ñ	
Lo 21	完	/	○	/	草	無	○	○	/	bolup
Lo 22	完	/	○	/	草	多分無	○	/	/	bolup
Lo 23	完	/	○	/	草	無	○	○	/	bolup

イ	ト				チ	リ	ヌ
文書整理記号	bu savda tanuq	官布	kidin	人名要素 sangun	違約納賠償 官文言	モンゴル指標	契約内容
RH 12	/					△	
RH 13	/	/	/	/		○	家畜賃貸
RH 14	/	/	/	/		○	家畜賃貸
Lo 01		○	/			×	官布借用
Lo 02	○	○		△		×	官布借用
Lo 03	/	○				○ (cf. 註17)	
Lo 04	/	○				△	官布借用
Lo 05	○			○		×	
Lo 06	/	/	/	/		○	フェルト借用
Lo 07	/	/	/	/		○	銀借用
Lo 08	/	/	/	/		○ Lo 07 と同じ書記	銀借用
Lo 09	/	/	/	/		○	銀借用
Lo 10	/	/	/	/		○ オズミシュ	(銀借用下書)
Lo 11	/	/	/	/		△	棉布借用
Lo 12	/	/	/	/		○	棉布借用
Lo 13	/	/	/	/		△ カイムトゥ	粗棉布借用
Lo 14	/	/	/	/		○ カイムトゥ	棉布借用
Lo 15	/	/	/	/		○	棉布借用
Lo 16	/	/	/	/		○	緞子借用
Lo 17	○	/	/	/		△	小麦借用
Lo 18	/	/	/	/		○	小麦借用
Lo 19	/	/	/	/		○	キビ借用
Lo 20	/	/	/	/		△ カイムトゥ	キビ借用
Lo 21	/	/	/	/		△ カイムトゥ	キビ借用
Lo 22	/	/	/	/		△ カイムトゥ	主穀借用
Lo 23	/	/	/	/		○	主穀借用

イ	ロ	ハ			ニ	ホ				ヘ
文書整理記号	完／断片	タムガ書式	ニシヤン書式	ニシヤン新書式	書体	尻尾の長短による -q/-γの区別	t/d 交替	s/z 交替	加 点	kārgāk bol-
Lo 24	完	/	○	/	草	無	○	○	/	bolup
Lo 25	完	/	○	/	草	無	○	○	/	bolup
Lo 26	ほぼ完	/	○	/	草	無	○	○	/	bolup
Lo 27	未完				草	無	○		ñ	bolup
Lo 28	完	/	○	/	草	無	○	○	/	bolup
Lo 29	完	/	/	○	草	無	○		ñ	bolup
Lo 30	完	/	○	/	草	無	○	○	ñ	bolup
Ad 01	完	○	/	/	草	多分無	○	○	ñ §	bolup
Ad 02	ほぼ完	○	/	/	草	多分無	○	/	q̄ §	/
Ad 03	ほぼ完	/	○	/	不明		○	○		/
Pl 01	完	○	/	/	草	無	/	○	/	bolup
Pl 02	ほぼ完	○	/	/	半草	無	/	/	/	/
Em 01	完	○	/	/	草	無	○	○	q̄ γ ñ §	/
WP 01	完	○	/	/	草	無	○	/	ñ	/
WP 02	完	○	/	/	草	無	○	/	ñ §	/
WP 03	ほぼ完	○	/	/	半楷	有	○	/	q̄	/
WP 04	大断片	○	/	/	草	無	○	○	q̄ ñ	/
WP 05	完	○	/	/	半草	多分無	/	○	q̄ γ	/
WP 06	大断片	不		明	草	変形有	○	/	q̄ γ ñ §	/
Mi 01	ほぼ完	○	/	/	草	変形有	○	○	/	/
Mi 02	完	○	/	/	草	無	○	○	ñ §	/
Mi 03	完	○	/	/	草	無	○	○	γ	/
Mi 04	完	○	/	/	草	無	/	○	/	/
Mi 05	完	○	/	/	半草	無	○	○	q̄ γ §	/
Mi 06	完	○	/	/	草	変形有	/	/	/	/
Mi 07	完	○	/	/	草	無	○	○	/	/

イ	ト			チ	リ	ヌ		
文書整理記号	bu savda tanuq	官布	kidin	人名要素 sangun	違約納官文言 賠償	モンゴル指標	契約内容	
Lo 24	/	/	/	/	/	△ カイムトゥ	ゴマ借用	
Lo 25	/	/	/	/	/	○ カイムトゥ	ゴマ借用	
Lo 26	/	/	/	/	/	○ カイムトゥ	ゴマ借用	
Lo 27	/	/	/	/	/	○ カイムトゥ	(ゴマ借用下書)	
Lo 28	/	/	/	/	/	○	ゴマ借用	
Lo 29	/	/	/	/	/	○	棉花借用	
Lo 30	/	/	/	/	/	○	ブドウ酒借用	
Ad 01	/	/	/	/	○	○ オゴデイ陛下, ヤサ, ダルガ	養子	
Ad 02	/	/	/	/	/	○ aqa	養子	
Ad 03	/	/	/	/	/	○ yosun, asira-	養子	
PI 01	/	/	/	/	/	○ Ad 01 と同じ人々	人質 (年季奉公)	
PI 02	/	/	/	/	/	○	人質 (年季奉公)	
Em 01	/	/	/	/	○	○ uluy suu, aqa 鈔, ビントウング	奴隷解放	
WP 01	/	/	/	/	○	○ uluy süü, asira-	遺言	
WP 02	/	/	/	/	○	○ aqa WP 01 と同じ書記	奴隷解放遺言	
WP 03	/	/	/	/	/	×	家財譲渡遺言	
WP 04	/	/	/	/	/	○ 鈔, Sa 11 と 密接な関係	家産分割	
WP 05	/	○	/	/	/	×	家財譲渡遺言	
WP 06	/	/	/	/	/	△	家産分割	
Mi 01	/	/	/	/	○	○ uluy süü, aqa, イネチ	契約解消	
Mi 02	/	/	/	/	/	×	人名モンゴル	紛争解決
Mi 03	/	/	/	/	○	○ uluy süü, ダルガ, イネチ	紛争解決	
Mi 04	/	/	/	/	/	○ ヤサ, オズミシユ, キタイ使者(?)	租税分担	
Mi 05	/	/	/	/	/	○	租税分担	
Mi 06	/	/	/	/	/	○	負債原本無効証明	
Mi 07	/	/	/	/	/	○	負債原本無効証明	

イ	ロ	ハ			ニ	ホ				ヘ
		タムガ 書式	ニシャ ン書式	ニシャ ン新書式		書体	尻尾の長短による -q/-γの区別	t/d 交替	s/z 交替	
Mi 08	完	○	/	/	草		/	/	/	/
Mi 09	完	○	/	/	半草		○	/	š	/
Mi 10	ほぼ完	○	/	/	草	無	○	○	ñ	/
Mi 11	完	○	/	/	草	無	○	/	/	/
Mi 12	完	/	○	/	草	無	○	/	/	/
Mi 13	完	○	/	/	草	無	○	/	/	/
Mi 14	完	○	/	/	草	無	/	/	/	/
Mi 15	完	○	/	/	草		○	/	/	/
Mi 16	断片	○	/	/	半草					
Mi 17	完	/	/	○	草	無	○	○	/	/
Mi 18	完	/	○	/	草	無	○	/	ñ	/
Mi 19	完	/	○	/	草	無	○	○	ñ š	/
Mi 20	完	/	/	○	草	無	○	/	ŷ ñ	bolup
Mi 21	完	/	○	/	草	無	○	/	č ñ	/
Mi 22	完	/	○	/	草	無	○	○	/	bolup
Mi 23	完	/	○	/	草	無	○	/	/	/
Mi 24	完	/	○	/	草	無	○	○	/	/
Mi 25	ほぼ完	/	○	/	草	無	○	○	č ŷ ñ	/
Mi 26	完	/	○	/	草	無	○	○	č ñ	/
Mi 27	完	/	/	/	草	無	/	/	/	/
Mi 28	完	/	/	○	草	無	○	○	č ñ š	bolup
Mi 29	断片	不	/	明	半楷					boldī
Mi 30	断片	/	○	/	草					bolup
Mi 31	断片	/	○	/	草	無	○	○	č	/
Mi 32	断片	/	○	/	草	無	○	/	č ñ	/
Mi 33	ほぼ完	/	○	/	草	無	○	/	/	/

イ	ト			チ	リ	ヌ	
文書整理記号	bu savda tanuq	官布	kidin	人名要素 sangun	賠償 違約納 官文言	モンゴル指標	契約内容
Mi 08	/	/	/	/	/	○ イネチ	預り証
Mi 09	/	/	/	/	/	△	血盟書
Mi 10	/	/	/	/	/	○ 鈔、 ビントウグ	金銭領収証
Mi 11	/	/	/	/	/	○	受領証
Mi 12	/	/	/	/	/	○	受領証
Mi 13	/	/	/	/	/	△	特殊領収証
Mi 14	/	/	/	/	/	△	納入証
Mi 15	/	/	/	/	/	△ イネチ	納入証
Mi 16	/	/	柳中市場で通用	/	/	△	負債完済証明
Mi 17	/	/	/	/	/	○ 鈔, yosun	残金支払誓約
Mi 18	/	/	/	/	/	○	トウリ関係 負債原本無効証明
Mi 19	/	/	/	/	/	○	トウリ関係 負債代理支払委託
Mi 20	/	/	/	/	/	○	トウリ関係 内容不明
Mi 21	/	/	/	/	/	○ aqa, šilta-	トウリ関係 誓約書
Mi 22	/	/	/	/	/	○ カイムトゥ	税負担誓約
Mi 23	/	/	/	/	/	△	返還証文
Mi 24	/	/	/	/	/	○ aqa	紛争解決
Mi 25	/	/	/	/	/	△ kösür	土地譲渡
Mi 26	/	/	/	/	/	○	商品代理販売
Mi 27	/	/	/	/	/	△ 人名サイン	特殊領収証
Mi 28	/	/	/	/	/	○ ayay-a tägimlig, aqa, 中統宝鈔	土地使用権譲渡
Mi 29	/	/	/	/	/	△	
Mi 30	/	/	/	/	/	△	
Mi 31	/	/	/	/	/	△	
Mi 32	/	/	/	/	/	△	
Mi 33	/	/	/	/	/	△	

さて、先に私は文法的特徴(へ項)に言及して、「対格の +iŷ / +ig と +ni / +ni との使用範囲の区別の消滅、仮定法の語尾 -sar / -sär の -sa / -sä への変化、二桁の数の数え方の変化などについては、有意差を発見できなかった」と述べたが、それもそのはずで、エルダル氏の古代トルコ語時代区分によれば、これらはいずれも最後の第四段階の特徴であり、その第四段階はモンゴル時代よりはるかに前の11世紀中葉には始まっているからである。『集成』にまとめられたものを中心とするトゥルファン出土ウイグル文契約文書の年代について言えば、私は山田氏とはほぼ同じく「10世紀から14世紀まで」の間(即ち西ウイグル国の最初期を除く全時期~モンゴル帝国・元朝時代)と考え、全てをモンゴル期(13-14世紀)のもののみならずクラーク説を排除するが、さりとて大半がモンゴル期に属することまでは否定しない。実際に残っているものの内に10-11世紀に属する文書があったとしてもそれは僅かであろう。つまりほとんどの契約文書はエルダルの第四段階の言語で書かれているだろうということである。それ故に『集成』で扱った文書を文法的特徴に基づいてより細かく時代区分することは、ほとんど絶望的なのである。

(12) Erdal 1979, pp. 157-158. 同様に *käräk* (< *kärgäk*), *bilä* (< *birlä*) の存在も、本稿の対象である契約文書の枠組みの中では古さを否定する指標にならない。-sa / -sä も *käräk* も既に敦煌藏経洞出土の10世紀の半楷書体の仏典『善悪二王子経』に現れている, cf. Hamilton, *CBBMP*, pp. 4, 91, 92.

(13) 「9世紀後半から、14世紀までのあいだ」(山田 II, p. 209); 「最大限9世紀末から14世紀までのもの」(山田 III, p. 32); 「ふつうは10世紀から14世紀のあいだ」(山田 IV, p. 94).

(14) 「割記(一)」pp. 52-53; 「割記(二)」p. 72; 「割記(三)」p. 50. 「割記(二)」p. 72でやや詳しく述べた通り、このクラーク説(Clark 1975, pp. 97-196)に極めて近い考えをかつてはツィーメ氏も持っていた(cf. Zieme 1974, p. 300; Zieme 1977, pp. 146, 147, 149; Zieme 1980, pp. 198, 206-207; Zieme 1980b, p. 274)が、『集成』編集の共同作業を通じて最近では私の考えに理解を示してくれている(例えば『集成』2, pp. 40-41, テキスト註参照). ツィーメ氏が *anvušī* と読んで元代の「安撫使」と解釈した語(Sa19, l. 16)も『集成』では *qayusī* と読み換えることになった.

(15) 最近、デルファー氏が古トルコ語文献全体の時代区分に関する論著を発表した(Doerfer 1991; Doerfer 1993)が、古トルコ語文献の中では相対的に新しい契約文書の

しかしながらここに我々が作成した一覧表に眼を転じて、書体・書式・特徴的語彙・内容を組み合わせてこれらを総合的に見直すならば、そこからはさまざまな偏差や傾向が読み取れるのである。以下にそれを検討していこう。

ハ項と二項の関係：タムガ書式には半楷書体・半草書体・草書体のいずれも使用されるが、ニシャン書式・ニシャン新書式には一つの例外もなく全て草書体が使われている。逆に半楷書体ないし半草書体はタムガ書式にしか使用されていない。この事実だけからも、タムガ書式がニシャン書式より古いと断定することができる。

二項とホ項との関係：本来の形の尻尾の長短による $-q/-\gamma$ の区別があるのは、半楷書体ないし半草書体のみである。繰り返すまでもなく、これが保存されているのは古い書体である。しかし半楷書体だからといってこの区別が必ずあるわけではない。一方、 t と d 、 s と z の間の交替あるいは混用はいずれの書体にも無差別に頻出する。つまりこれは、全てが10世紀以降に属する我々の契約文書を時代区分するためには役に立ちそうにない。先に言及したハミルトン・エルダル両氏の見方はやはり正しかったのである。また、書体と加点の関係では、半楷書体の RH02 に n が現れることが注目される以外、新しい事実は発見できなかった。かなり早い時期から q に付された加点が、 γ にまで付くようになるのは後期的現象と言われるが、確かにここでも $\dot{\gamma}$ が見えるのは、半草書体の WP05 と Mi05 の2例を除き、あとは全て草書体のものであった。

ハ・二項とヘ・ト・チ項との関係：ト項の特徴的語彙が現れるのは全て半楷書体ないし半草書体のもので、⁽¹⁶⁾必然的に全てタムガ書式であったと思われる。さらにヘ項が“kärğäk bolti”となっている7件 (Sa01, Sa20, RH01, RH02, Lo01, Lo05, Mi29) と、チ項の賠償が等倍である3件 (Sa01, Sa02, Sa19) の合

ノ時代差をみる上では、エルダル論文同様、あまり役に立ちそうにない。なお、デルファー氏が、先行研究としての拙稿を何一つ見ていないのは、まことに遺憾である。

(16) ただし kidin についてのみ例外が一つある。それは Sa23 で、現時点では草書体と判断せざるをえないが、かなり奇妙な癖のある字であって、もしかしたら古いのかもしれない。しかし、やはりタムガ書式ではある。

計9件は、断片であって情報量が非常に少ない Mi29 を除き、全てト項に特徴的語彙が現れる文書群に包含される。しかもこの9件は、一つの例外もなく半楷書体であるから、ト項に特徴的語彙が現れる文書群の中でもさらに際立ったグループとしてまとめられる。

ト項とリ項との関係：ト項の特徴的語彙のうちから kidin を除外すれば、見事にリ項と相補分布をなす。

チ項とリ項との関係：チ項内の賠償を等倍ないし二倍とする文言と違約罰納官文言ともきれいな相補分布をなし、違約罰納官文言があるものには全て強力なモンゴル指標がある。

二項とト・チ・リ項との関係：モンゴル指標の有るものはほとんどが草書体で、時おり半草書体が混じる程度であるが、逆に半楷書体のものにはモンゴル指標が全く無い⁽¹⁷⁾。これは半楷書体を古いと見る我々の考えと完全に整合する。

以上を総合的に判断して、私は、契約文書中の「古さの指標」として、次の八つを抽出したい。すなわち、(1)半楷書体、(2)タムガ書式、(3)尻尾の長短による -q / -γ の区別有り、(4)“kārgāk bolti”，(5)“bu savda tanuq”，(6)官布、(7)人名要素「サンゲン」、(8)賠償等倍、である。これら八つの条件のうち、(1)を含め半分以上を満たしている Sa01, Sa02, Sa20, RH01, Lo02, Lo03, Lo05, Lo17 の8件は『集成』の中では最も古く、多分10-11世紀（どんなに遅くても12世紀）のものであり、(1)を含め三つ以上の条件を満たす Sa18, Sa19, Lo01, WP03 の4件もそれに準ずる時代のもものとみて大過ないであろう。特に Sa18 に見える「沙州將軍」と、今や1008年に書かれたことが確定されたトゥルファン出土ウイグル文棒杭文書の「沙州將軍」との名称の一致は注目される。なぜなら、この棒杭文書も史料の一つとして使用した私の研究によって、西ウイグル国が「沙州」すなわち敦煌にまでかなりの程度の支配権を及ぼしていたのは10

(17) リ項に○印があって唯一の例外に見える Lo03 も、実は二桁の数の数え方が「新方式」であるとクラーク氏が考えたからにすぎない。エルダグ氏によればこの「新方式」は11世紀中葉からあり得ること、前註12とその本文で見た通りである。

世紀の終わりごろから11世紀前半までであることが判明しているからである。⁽¹⁸⁾
また WP03 は Sa02 の背面であるが、テキストの残り方から見て Sa02 の方が
WP03 の裏の空白を再利用したことは明白であるから、WP03 も当然 10-11 世
紀 (どんなに遅くとも12世紀) のものである。

最後に結論をまとめておく。タムガ書式で半楷書体のもは最も古くて、お
そらく 10-11 世紀に属し、12 世紀まで下る可能性もあるが、少なくともモンゴ
ル期以前と断定できよう。半楷書体は「古さ」の十分条件である。10 世紀前後の
敦煌藏経洞出土文書中に草書体は皆無であり、半草書体さえモンゴル時代窟から
の「まぎれ込み」の恐れのある一点 (MOTH, No. 12) のみであったことを想起
していただきたい。タムガ書式で半草書体 (即ち半楷書体か草書体が明確に区別で
きなかつた) のものは、おそらく 12-13 世紀を中心にその前後にまたがるのであ
ろう。タムガ書式で草書体のもは、ほとんどが13世紀、遅くとも14世紀初め
までであろう。タムガ書式にもモンゴル時代のもは相当にあるということ
で、タムガ書式は「古さ」の必要条件ではあっても十分条件ではない。一方、モ
ンゴル時代に入るとニシャン書式が出現し、徐々にタムガ書式に取って代って
いくが、両者はかなりの期間並存したと思われる。さらにニシャン書式からニ
シャン新書式が生まれるが、後者が前者を駆逐するわけではなく、両者は適当
に使い分けられる形で並存し続け、比較的重要な契約の時にはニシャン新書式
が使用されたようである。すなわち13-14世紀のモンゴル時代には、半草書体
または草書体でタムガ書式、草書体でニシャン書式、草書体でニシャン新書式
のいずれもがあったわけで、実際に我々の眼にすることの出来るトゥルファン
出土ウイグル文契約文書の大部分がこの時代に所属するという通説は、決して
間違っていない。『集成』中でも9割近くがこの時代の文書である。

(18) 森安「ウイグルと敦煌」pp. 331-335; 森安『マニ教史』pp. 151-152. この見解は幸
いにして中国や欧州の学者の受け入れるところとなっている。

11. tarta / tarda

『集成』の遺言／家産分割文書の項に含めた一文書 WP03 には、T'RD'あるいは T'ND' と翻訳できる単語が二度現れるが、この単語を我々は不明のまま残さざるをえなかった。実は同じ単語が USp 79 [T II B 21] にも T'RT' / T'NT' という形で現れている。この USp 79 は、1975年にドイツのガバイン (A. von Gabain) 先生が来日され、東京大学で日本人学生数名を集めて初歩的なウイグル語講習会を開いてくださった時に、テキストの一つとして取り上げられたものであったが、その際にもこの単語の意味は不明とされた。しかし今ようやくその解答を見つけることができたので、ここに報告する。

WP03 は、厳密に言えば内容的にも形式的にも契約文書ではないが、ウイグル人の実生活を知る上で重要なものなので、敢えて『集成』に収載した。これは冒頭に「猪年第四月」という日付があり、それに「私カラチュクは重い病気になった時、私の息子に、残った財産を列挙（記録）しておいた。」という一文が続いている。以下には、恐らく「はれ」の日に招く客人用の、坐具ないし臥具や食器その他の道具の名称と数量が列挙され、文末にタムガ印が押されている。問題の単語は「7(枚の) 白い tarta 褥。5(枚の) 灰白色の tarda 褥。」として現れ、その前後の文脈から見て、これは褥（原文は tösäk で、マットレス・クッション・ふとんの類）の材質もしくは形態を特定するものであると推定される。USp 79 でも「赤地の tarta 褥」、「白地の tarta 褥」となっており、この推定は裏付けられる。それにもかかわらず我々は11世紀のカーシュガリーの辞書、明代の高昌館訳語・畏兀兒館訳語、近現代の各種トルコ語方言辞典などで対応する語を捜すことができなかった。ところが意外にもこれがモンゴル語の文献『元朝秘史』の、しかも他ならぬ西ウイグルに関係する記事の中に見つかった。

『元朝秘史』巻十・238節には、西ウイグル国が自らすすんでチンギス汗のもとに勃興しつつあるモンゴルに服属を願い出て許されるという有名な話があるが、そこに西ウイグル国王（イドウウト＝亦都兀₁₈ = Idu'ud < Uig. Iduq qut）バルチュク＝アルト＝テギンがチンギス汗に献上した貴重な品々が列挙されてい

る。それらは金・銀・真珠・織物類であるが、織物の中に「荅^ㇿ児荅思 (dardas)」が現れ、しかもその漢訳(漢字の傍訳)は「渾金段子」となっている。これまでに公刊された『元朝秘史』の訳註を参照すると、これは那珂通世訳では「総金欄」、村上正二訳では「ダマスク織」、クリーヴス訳とラケヴィルツ訳では“damasks”, 小林高四郎・小沢重男両訳では単に「緞子」となっている⁽¹⁹⁾。またこの「荅^ㇿ児荅思 (dardas)」は卷十二・274節にも見えるが、それはバグダッド地方の産物としてであり、対応する漢訳は「綉金」である。その訳語は那珂・村上・クリーヴス訳ではいずれも上と同じであるが、小林氏と小沢氏はそれぞれ「繡金」⁽²⁰⁾、「ダマスク織」に変えている。小林氏と小沢氏は同じく dardas で表わされていても、漢訳が異なる両者を別物と考えたのだろう。確かに「綉金」は文字通りにとれば「金糸の刺繡」である。ヘーニシュ編『元朝秘史語彙集』でもこの両者に対し“Goldstickerei (金の刺繡), Brokat”⁽²¹⁾という二種の説明を与えている。しかしこれらの解釈はいずれにせよ漢字傍訳の逐語訳であって、dardas (-s は複数語尾)の実態を考慮しての訳語ではない。ただ注意すべきは、前嶋氏や村上氏が指摘されたように、コワレフスキーの辞書では tarda が「花模様のあるダマスク織物 (damas parsemé de fleurs, ou de bouquets)」と解釈され、『五体清文鑑』⁽²²⁾では“darda = 粧緞”となっていることである。後者を京都大学文学部内陸アジア研究所発行の『五体清文鑑訳解(上巻)』(1966, p. 671, No. 11866)では、『増訂

(19) 那珂『実録』p. 343; 村上『秘史』3, pp. 78-79; Cleaves, *SH*, p. 172; Rachewiltz 1982, p. 44; 小林『蒙史』p. 243; 小沢『秘史統』下, p. 83。ただし小林訳のみはやや曖昧で、原文に「納赤^ㇿ 荅^ㇿ児荅思 (načid dardas)」と二度現れるうちの片方を「金欄、緞子」と分けて訳すのに対し、もう片方は「金欄模様のある緞子」とひとまとめにしている。なお佐口氏はこの箇所を「načid (金欄緞子), tarda (緞子)」としつつ、načid の方に「絹地に金を刺繡した織物即ち錦欄緞子」という説明を加えている(佐口 1943, pp. 13, 59)。金欄は金糸を織り込んだ織物 (cf. 後註35) であって、刺繡ではないから、この説明はおかしい。また金欄と緞子とが別物であることも認識していない。

(20) 那珂『実録』p. 544; 村上『秘史』3, p. 328; Cleaves, *SH*, p. 214; 小林『蒙史』p. 301; 小沢『秘史統』下, p. 476。

(21) Haensch 1962, p. 32。

(22) Kowalewski, *DMRF*, p. 1681; 前嶋「バグダード」p. 206; 村上『秘史』3, p. 332。

清文鑑』の満語釈義によって「金糸を加えて織った紋様入りの緞子」と説明している。レッシングの辞書でも明らかに『清文鑑』を引用して *darda* を “A kind of flowered Chinese silk”⁽²³⁾ としている。

以上より、問題の術語は、どうやら金糸を使った豪華な模様のある高価な絹織物であると言ってよさそうである。しかしまだそれが織金錦（金入り錦）や金襴などのように金糸さらにはその他の彩糸を織り込んで模様を出したものなのか、それとも絹織物の生地金糸で刺繍をしたものなのかまでは確定できていない。なぜなら清代の諸文献は確かに「緞子」としているが、『秘史』には「渾金段子」のほかに「綉金」という傍訳もあって、これを簡単には無視できないからである。ところが真に幸いなことに、かつて小林高四郎氏が大学の一般教養課程用にまとめられた概説書に次のような一節がある。

虞集の曹南王勲德碑（道園学古録巻二十四）に「・・・中統建元の歳，功を賞して黄金五十兩，且耳答九襲を賜う。且耳答とは西域織文の最も貴きものなり」とあって、西域織物の高貴なものに、且耳答 *tan-erh-ta* < **tarda*⁽²⁴⁾ というものがあったことが知られる。

『四部叢刊初編』集部に入っている『道園学古録』巻二十四 (p. 215 下)，及び『元人文集珍本叢刊』にある『道園類藁』巻三十八 (十八葉表，p. 207 下) で原文を確認したところ、且耳答九襲は正しくは且耳答衣九襲であった。問題の曹南王は、世祖ケビライに仕え、アリクブゲとの皇位争いに武勲を立てた者で、中統元年 (1260 年) に黄金 50 兩と *tarta / tarda* 製の衣服 9 セットの褒賞に与ったわけであるから、その *tarta / tarda* とはさぞ貴重なものに違いない。そして曹南王勲德碑に「且耳答者，西域織文之最貴者也」と明記されており、織文とは普通は模様のある織物をいうのであるから、これは刺繍ではなく、やはり織物とみなすべきであろう。

我々はトルコ語諸方言中に *tarta / tarda* という語の痕跡を見つけることができ

(23) Lessing, *MED*, p. 233.

(24) 小林『東西文化交流史』p. 237.

ず、かえて『元朝秘史』とそれ以後のモンゴル語関係の語彙集や辞書中にそれが見つかった。しかし、前節で述べたように、WP03は10-12世紀のものであるから、そこに見える *tarta/tarda* をモンゴル語からの借用語とみなすことには、歴史的に大きな無理がある。やはり10-12世紀から既にウイグルで流通し、珍重されていたからこそ、13世紀初頭に西ウイグル国王がこれをチンギス汗に献上したと考える方が自然である。そうすればクビライ時代にもこれを西域特産としていることが容易に納得できよう。T字はウイグル語では一般にt音であるが、これはモンゴル語ではt音にもd音にもなり得るので、*tarta/tarda* がモンゴル語に借用されて *darda* となるのはごく自然である。

以上の理由により私はWP03の問題の不明語を *tarta/tarda* と復元し、それを「金糸さらにはその他の彩糸で特殊な模様が織り出された西域特産の高級絹織物」と限定することとする。ただしこの条件だけなら平組織や綾組織のものでもよいわけで、これをすぐさま縵子組織の緞子(次頁の定義参照)に比定するのは躊躇される。というのは、平組織や綾組織の錦が古くからあるのに対し、縵子組織の緞子が出現するのはどんなに早くても北宋代で、盛んになるのは元代からであるといわれるからである。⁽²⁵⁾ そのような緞子が同時代の10-12世紀に、ウイグル地方あるいはさらに広く西域で生産される高級絹織物のベースになっていたと推定するためには、それなりの根拠が必要である。

ところで拙稿『マニ教史』第3章第5節で検証したように、西ウイグル王国初期の情報を伝えるイスラム側の史料C(ガルディージー)に「王族の衣服は中国産の錦や絹で、庶民の衣服は絹や木綿できている。」とあり、史料D(イスハーク)には「王国の諸事百般は宰相と侍従たちの手にある。彼等の衣服は中国の絹であり、中国人のような服装である。」とある一方、亀茲ウイグル即ち西ウイグルのことを伝える漢文史料『宋会要輯稿』197冊にはその王妃の服装につき

(25) 太田 1953, pp. 101, 105, 107; 佐藤『古代絹』下, p. 288; 森安「キンサイ緞子」n. 33. 因みに、佐藤氏が p. 337 に「大唐六典」よりの一文を引用し「羅錦綾段紗」としているのは近衛本に拠ったからで、宋版残巻によってこの「段」は「絹」とすべきである。そうしないと、段子は唐代中期には普及していたことになってしまう。

「著紅羅縷金之衣」とあった。⁽²⁶⁾ これらつまり10-11世紀の西ウイグル王国には相当量の中国の高級絹織物が輸入されていたことを窺わせる。その中に早くも緞子が混じていた可能性がないとは言えない。別稿で述べたように、遅くともモンゴル時代のウイグル語では、緞子すなわち「縹子組織の高級絹織物で、主に二色（経糸一色と緯糸一色；経緯同一色の場合もある；三色以上の場合でも基調は二色）の彩糸を用いて紋様を浮き出したもの」⁽²⁷⁾を指す言葉として、本来は「家畜、生きている財産」から一般的に「財産」、さらに「商品、貿易品」などの意に転訛した *tavar* の語を転用している。⁽²⁸⁾ シルクロード貿易の担い手であったウイグル人であれば、絹製品の中でも最も新しく登場した緞子という重要商品名と、一般的に財産を表わす語が同じであっても不思議はない。そればかりか、やはり『マニ教史』の第2章に取り上げたマニ教寺院経営令規文書の *zünkim*（絨錦）の項で述べたように、10世紀にはこの「支那製の錦の一種」が西ウイグル国で流通していたし、12世紀の『松漠紀聞』が書かれた頃にはそれを自前で生産するまでに至っていたのである。⁽²⁹⁾ とすれば、13世紀のウイグルistanで緞子の類が生産されていなかったとは言い切れなくなる。これに関連して想起さるべきは、⁽³⁰⁾ 佐口氏が引用した次のような記事である。

別失八里局，秩従七品。大使一員，副使一員。掌織造御用領袖納失失等
 段。至元十三年始置。（『元史』卷八十五・百官志一，中華書局版，p. 2149）
 納失失 (*našiš) は納石失 (*našiš)・納失思 (*našis)・納赤思 (*načis) と書か

(26) 森安『マニ教史』 pp. 164, 165, 170, 173.

(27) 森安「キンサイ緞子」 n. 33 の緞子の定義を、このように修正する。日本の名物裂で緞子と呼ばれているものの中には綾組織のものもあるが、これは考察外とする。

(28) 森安「キンサイ緞子」 pp. 426-432.

(29) 森安『マニ教史』 pp. 90-91. 尚、太田氏は同じく『松漠紀聞』によりながら、ウイグル人がもたらした商品の中に「注絲」なるものがあることを言い、これを縹子織りのものと考えているようである。太田 1953, pp. 104-105, n. 16. もしこれが正しければ私には都合がよいが、残念ながらその論拠は曖昧であり、にわかにこれに従うわけにはいかない。

(30) 佐口 1943, p. 58.

れて元代の漢文史料によく現れるが、既に言及した『元朝秘史』巻十・238節には「納赤_{ᠨᠠᠴᠢᠳ} (načid)」, 『同』巻十二・274節には「納赤都_{ᠨᠠᠴᠢᠳᠤᠳ} (načidud)」として(いずれも答_{ᠳᠠ}見答思と並んで)現れ、前者には「金段子」、後者には「織金」という傍訳が付いている。-d はモンゴル語の複数語尾である。また前述の曹南王勲德碑には「納赤思者、縷皮傳金爲織文者也⁽³¹⁾」とあり、『元史』巻七十八・輿服志一(中華書局版, p. 1938)では納石失に「金錦也」の註を付している。錦は素材や組織には関係なく、多くの彩糸を用いて華麗な紋様を織り出したものの総称であるから、たとえ納石失が緞子の特徴である縷子組織で織られていなくとも、金糸を含む多色の織物であれば金錦と言える。しかし私はやはり『元朝秘史』に「金緞子」、先の別失八里(ビシュバリク)局の記事に「納失失等の段(子)」とあったことを重視し、納石失を緞子の一種と考えたい。『元史』輿服志の註は、漢語では意味不明の納石失に対して簡単な説明を加える際に、華やかな高級織物の代名詞として人口に膾炙した錦の語を使用したものと考えればよい。とはいえ、あくまで『秘史』巻十二の傍訳の「織金」と『元史』輿服志の「金錦」に固執して、これを織金錦すなわち組織には無関係の「金入り錦」とする見方を否定し去るわけではない。いずれにせよ金糸その他を使った高級絹織物であることは確かである。モンゴル勃興時には既に西アジアや西トルキスタン(ソグディアナ)の特産となっていたものである⁽³³⁾。その原語(アラビア語やペルシア語で *nasīj*)⁽³⁴⁾ が如実に示す通り、元来は中国でしか生産されなかったはずの高級絹織物の一種が、いつしか西アジア～西トルキスタンの名産品となっていたのである。

上掲の『元史』百官志の一文は、クビライ時代の至元十三年(1276年)、ウイグルスタンの中心都市ビシュバリクに元朝直属の官宮織物工場が設置され、そこで「納失失などの緞(段)子」が作られるようになったことを伝えているわけで、この事実は、ウイグルにそのような高度な織物技術の伝統があったことを

(31) 『道園学古録』巻二十四(p. 217上); 『道園類藁』巻三十八(二十二葉表, p. 209下)。

(32) cf. 小笠原 1984, p. 26.

(33)(34) Pelliot 1927, pp. 269–271, note 1; 藤枝 1939, pp. 145–146; 佐口 1943, p. 59; 前嶋「バグダード」pp. 199–206; 村上『秘史』3, pp. 331–332.

示唆している。上述の如く、10世紀の西ウイグル国に流通していた zünkim「支那製の錦の一種」が遅くとも12世紀には自国内で生産され、またモンゴル時代には緞子一般を tavar と総称していたという背景の上に、この事実を重ね合わせれば、我々の tarta/tarda が「金糸(など)で特殊な模様を織り出した緞子」であった可能性は高くなろう。さらに『元朝秘史』卷十・238節の西ウイグル国朝貢の条と全く同一のことを伝える阿塔海牙神道碑では、西ウイグル国王からの献上品をまとめて「寶貨金織段」と言っている⁽³⁵⁾。この金織段とは恐らく織金緞子と言⁽³⁶⁾い替えられるものであり、我々の緞子説はますます有力になろう。

さて『秘史』の当該条では「荅^{ᠲᠠᠳᠤ}児荅思(dardas)」と「納赤^{ᠨᠠᠴᠢᠳ}(načid)」を並列してそれぞれに「渾金段子」と「金段子」の訳を与えていた。両者とも金糸を織り込んだ絹織物だとしたら、その区別はどうやってつけたのであろうか。同じ金糸を使っている、織物か刺繍かの区別は容易であろうが、平地か綾地か縐子地かの見分けは素人目にはつきにくい。文献上に見える混乱はその辺にも一因がある。にもかかわらず、『元史』輿服志にある天子・百官・宮廷夫人たちの正式の衣服規定では、納石失と渾金とを厳格に区別している。原文はかなり長く引用しないと意味をなさない⁽³⁷⁾ので、ここでは差し控えるが、『元史』卷七十八・輿服志一(中華書局版, pp. 1938, 1942)を見れば、納石失と渾金または渾金花というのは、材質とか織り方だけでなく、多分に色や模様にも係わる区別であった

(35) ここにいう金糸とはメタルヤーン(金線, 金モール糸)も金箔糸(平金箔, 撚金箔)も含む広い概念である。「金箔糸を織幅一杯に織り込んだ縐子組織の織物」の場合、現在の日本ではこれを単に金襴と言ひ、決して緞子とは言わないが、私は敢えてそれも含めて考えている。「金入り錦」と言わないのは、錦は絹織物に限定されないからである。なお小笠原氏によれば日本語の金襴とは地組織には係わりなく「他に一切の彩糸を用いず金箔糸(丈夫な紙の上に金箔を貼り、これを細く裁断して作られた糸)のみを使って文様を織り出した織物」であり、中国におけるその発達は宋代よりむしろ元代に顕著になるという。そしてその要因として、織金技術にたけた西域の織匠たちの導入をあげている。ただしその論拠はやや曖昧である。小笠原 1984, pp. 17, 19, 26-27 を参照のこと。

(36) 『元人文集珍本叢刊』所収、許有壬『至正集』卷四十九(十葉裏, p. 236 下)。

(37) cf. 藤枝 1939, p. 147; 前嶋「バグダード」pp. 203-204.

ようである。それならばその区別は誰にも明瞭についたはずである。ここで渾金花の花の語と『清文鑑』やコワレフスキーの辞書の説明も想起すれば、我々は先程までの定義をさらに一步進めて、*tarta/tarda* とは「ウイグル的あるいは西域的な独特の花模様を金糸（など）を使って織り出した緞子の一種」と言うことができるのではなかろうか。⁽³⁸⁾ 一方の納石失（**našiš*）の色模様は西アジア風あるいはイスラム風であって、*tarta/tarda*とは全く異なるものであったと思われる。多分納石失は西アジアに伝統的なメタルヤーン⁽³⁹⁾（とくに金モール糸）を織幅一杯に織り込んで全体が金色に輝く超豪華な織物であったろう。これに対し *tarta/tarda* の方は、それが褥（*töšäk*）の材料になったことに鑑みても、全面に金糸が浮き出た冷たい肌触りのものではなく、花模様の部分にのみ金糸が用いられた上品なものであったと思われる。こちらの金糸はメタルヤーンではなく、既に中国で唐代までには発明されていた金箔糸⁽⁴⁰⁾であったかもしれない。しかし技術的にはどちらにも応用がきき、であればこそ旧西ウイグル国首都のビシュバリクで「納石失などの緞子」を作らせることもできたのではなかろうか。

推測に推測を重ねた点もあったが、従来意味不明であったウイグル語の *tarta/tarda* は、少なくともモンゴル期以前の西ウイグル王国で流通していた「金糸さらにはその他の彩糸で、ウイグル的ないし西域的な独特の花文様を織り出した高級絹織物の一種」であったと断定することだけは、大方の承認を得られることと思う。さらにこれを縞子組織の緞子とまで特定する点については、自説を信じつつも反論の余地を認め、最終的結論は今後の研究に委ねたい。

(38) もしかしたら緞子のベースをなす縞子組織そのものが、中国ではなく西域で創始されたという大胆な推測も成り立つのだろうか。もしそうであれば中国本土における緞子出現の時期も、その中国からウイグルへの伝播の可能性も考慮する必要がなくなる。

(39) 小笠原 1984, pp. 18-19. 同氏によれば西アジアのメタルヤーンの使用は相当に古くからあったという。前註31の原文中の「縷皮傳金」とは、絹糸の芯に切金状の金糸を巻き付けた金モール糸と考えてよかろう。

(40) 小笠原 1984, pp. 19-21.

文献目録 (ABC順) [追加分]

- Cleaves, *SH* Francis Woodman Cleaves, *The Secret History of the Mongols*, Harvard University Press, Cambridge & London 1982.
- Doerfer 1991 Gerhard Doerfer, “Bemerkungen zur chronologischen Klassifikation des älteren Türkischen”, *AOF* 18, 1991, pp. 170–186.
- Doerfer 1993 Gerhard Doerfer, *Versuch einer linguistischen Datierung älterer ost-türkischer Texte*, Wiesbaden 1993.
- Erdal 1979 Marcel Erdal, “The Chronological Classification of Old Turkish Texts”, *Central Asiatic Journal* 23–3/4, 1979, pp. 151–175.
- 藤枝 1939 藤枝 晃「マルコ・ポーロの伝へた蒙疆の事情」『東洋史研究』4-4/5, 1939, pp. 133–160.
- Haenisch 1962 Erich Haenisch, *Wörterbuch zu Mangḥol un niuca tobca’an (Yüanch’ao Pi-shi)*, Wiesbaden 1962.
- Hamilton, *CBBMP* James Russell Hamilton, *Le conte bouddhique du Bon et du Mauvais Prince en version ouïgoure*. (Mission Paul Pelliot III), Paris 1971.
- 小林『蒙史』 小林高四郎『蒙古の秘史』生活社, 東京 1940.
- 小林高四郎『東西文化交流史』西田書店, 東京 1975.
- Kowalewski, *DMRF* Joseph Étienne Kowalewski, *Dictionnaire mongol-russe-français*, Kasan 1844–1849.
- Lessing, *MED* M. Haltod, J. G. Hangin, S. Kassatkin & F. D. Lessing (eds.), *Mongolian-English Dictionary*, Berkeley & Los Angeles 1960.
- 前嶋「バグダード」 前嶋信次「中世バグダードの文化とその滅亡」, 同氏『東西文化交流の諸相 民族・戦争』誠堂新光社, 東京 1982, pp. 175–267. (原載:『史学』28-1/2, 1956.)
- 森安「ウイグルと敦煌」 森安孝夫「ウイグルと敦煌」, 榎 一雄(編)『講座敦煌 2 敦煌の歴史』大東出版社, 東京 1980, pp. 297–338.
- 森安「キンサイ緞子」 森安孝夫「敦煌出土元代ウイグル文書中のキンサイ緞子」『榎博士頌寿記念東洋史論叢』汲古書院, 東京 1988, pp. 417–441.
- 森安「トルコ仏教」 森安孝夫「トルコ仏教の源流と古トルコ語仏典の出現」『史学雑誌』98-4, 1989, pp. 1–35.
- 村上『秘史』3 村上正二(訳注)『モンゴル秘史』3, 平凡社, 東京 1976.
- 那珂『実録』 那珂通世(訳注)『成吉思汗実録』筑摩書房, 東京 1943.
- 小沢『秘史続』下 『元朝秘史全釈続攷』下, 風間書房, 東京 1989.
- 小笠原 1984 小笠原小枝(編)『金襴(きんらん)』, 『日本の美術』220, 至文堂, 東京 1984.
- 太田 1953 太田英蔵「天工開物の機織技術」, 藪内 清(編)『天工開物の研究』恒星社厚生閣, 東京 1953, pp. 93–122.
- Pelliot 1927 Paul Pelliot, “Une ville musulmane dans la Chine du Nord sous les

- Mongols”, *JA* 1927, oct.–déc., pp. 261–279.
- Rachewiltz 1982 Igor de Rachewiltz, “The Secret History of the Mongols”, *Papers on Far Eastern History* 26, 1982, pp. 39–84.
- 佐口 1943 佐口 透「モンゴル人支配時代のウイグルスタン (上・下)」『史学雑誌』54–8, pp. 1–71 ; 54–9, pp. 72–97.
- 佐藤『古代絹』 佐藤武敏『中国古代絹織物史研究』上・下, 風間書房, 東京 1977–1978.
- UW Klaus Röhrborn, *Uigurisches Wörterbuch. Sprachmaterial der vorislamischen türkischen Texte aus Zentralasien*, Wiesbaden 1977–.

『集成』第2巻の補正：

1. ロシア科学アカデミー東洋学研究所サントペテルブルグ支部所蔵文書の文書番号中に頻出する SJ は、正しくは SI とすべきことが判明した。吉田豊氏が確認された当研究所のノートによれば、これは SER-INDIA (Serindia) の略号であるとのことである。また、同氏からは、Lo11 の表面のかなり古い字体の漢文仏典が『大智度論』巻第七 (『大正大藏経』25, No. 1509, p. 113b) に相当することも御教示いただいた。記して感謝する。

2. ミスプリ訂正：

p. 44, Sa20, l. 3 //yïy → //yïq

p. 92, Lo09, l. 4 asiγ → asiγi (p. 241 の語彙索引も訂正)

p. 185, Sa13, N 項 中上 → 中

pp. 188, 206, 212, 217, 219, 222 (以下の Clark 番号が脱落していた)

A	B	E	G (USp)	H (Clark)
101	Mi13	3Kr. 31b	125	89
102	Mi14	3Kr. 31c	126	88
103	Mi15	3Kr. 37a	117	92
104	Mi16	3Kr. 32a	124	93

p. 228, Le Coq 1918 +3 pls. → +4 pls.

p. 260, kārāk RH06-6 → 削除して不明語扱い

p. 315, 使者, 使節の項 → それぞれに 60 を追加